

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 米子市営日野川堰運動広場

(1) 名称	米子市営日野川堰運動広場
(2) 所在地	米子市古豊千地内
(3) 構造	便所（軽量形鋼造平屋建て）
(4) 敷地面積	12,251 m <sup>2</sup>
(5) 建築面積	20 m <sup>2</sup> （便所）
(6) 開場日	平成7年1月
(7) 主な施設内容	グラウンドゴルフ場（2面）、駐車場（おおむね30台）等、便所（4か所）
(8) 施設の設置目的 （総合計画との関連性等）	米子市では、体育施設条例に基づき、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、体育施設を設置している。また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの推進を図ることとしており、その目的達成のため体育施設の管理運営を行っていく。
(9) 施設の現状	主にグラウンドゴルフ等、米子市のスポーツ活動の拠点として、多くの市民及び地元関係競技団体に活用されている。主に、芝生管理、便所の管理等を指定管理者で行っている。なお、敷地については、国土交通省中国地方整備局長から占用の許可を受けている。
(10) 施設の運営状況（令和元年度）の概要	(ア) 使用許可件数 668件 (イ) 利用者数 13,253人 (ウ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度米子市営日野川堰運動広場運営状況」参照
(10) 指定管理業務の方針	体育施設は、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため設置されており、市民が気軽に参加することができるレクリエーション活動、障がい者のリハビリ、高齢者の介護予防など、広く市民に対しスポーツを行う場を提供することを目的としている。

(2) 米子市営湊山庭球場

(1) 名称	米子市営湊山庭球場
(2) 所在地	米子市久米町215番地
(3) 構造	更衣室（木造平屋）、休憩舎（鉄骨平屋）、倉庫（木造平屋）、便所（鉄筋コンクリート造平屋）
(4) 敷地面積	5,267 m <sup>2</sup>

(5) 建築面積	42.75 m <sup>2</sup> (更衣室)、19.83 m <sup>2</sup> (休憩舎)、32.90 m <sup>2</sup> (倉庫)
(6) 開場日	昭和26年12月
(7) 主な施設内容	テニスコート(4面クレ、軟・硬兼用)、更衣室、倉庫、国旗掲揚ポール及び休憩舎(一式)、駐車場(おおむね15台)
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	米子市では、体育施設条例に基づき、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、体育施設を設置している。また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの推進を図ることとしており、その目的達成のため体育施設の管理運営を行っていく。
(9) 施設の現状	古くからテニス活動の拠点として、多くの市民及び地元テニス関係団体、学生などに活用されている。
(10) 施設の運営状況 (令和元年度)の概要	(ア) 使用許可件数 398件 (イ) 利用者数 4,405人 (ウ) 自主事業 なし ※別添の「令和元年度米子市営湊山庭球場運営状況」参照
(10) 指定管理業務の方針	体育施設は、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため設置されており、市民が気軽に参加することができるレクリエーション活動、障がい者のリハビリ、高齢者の介護予防など、広く市民に対しスポーツを行う場を提供することを目的としている。

## 2 制度適用方法方法

### (1) 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

### (2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 米子市営日野川堰運動広場及び米子市営湊山庭球場(以下「指定管理対象施設」という。)(附帯施設を含む。)の施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。

- (ア) 施設等の保守点検、補修及び清掃
- (イ) 施設等の警備
- (ウ) 便所の維持管理(給水等)
- (エ) 設備及び器具の操作(使用者又は利用者が操作を行うことが適当でない場合に限る。)
- (オ) 施設等に係る経費(便所保守点検経費、廃棄物処分費等)の支払
- (カ) 施設等に係る安全衛生管理
- (キ) 指定管理対象施設内の樹木及び芝生等の適切な管理育成
- (ク) 指定管理対象施設内に不法投棄又は放置された廃棄物(自転車等)の処分

- イ 指定管理対象施設の施設等の利用に関すること。
  - (7) 使用の許可（以下「使用許可」という。）に係る申請書の受付及び許可書の交付
  - (イ) 各種届出書の受付
  - (ウ) 利用者の応接
- ウ 指定管理対象施設の利用の促進に関すること。
  - (7) 広報活動の実施
  - (イ) イベント等の誘致
- エ 指定管理対象施設の非常時における初動対応に関すること。
  - (7) 待機及び連絡対応
  - (イ) 被害に関する調査及び報告
  - (ウ) 応急措置
- オ その他指定管理対象施設の管理業務のうち、次に掲げるもの
  - (7) 管理業務の処理に必要な体制の整備
  - (イ) 情報の公開及び個人情報（米子市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人情報という。以下同じ。）の保護に関する措置
  - (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
  - (エ) 事業報告書の作成及び提出
  - (オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
  - (カ) 指定管理対象施設の施設等のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
  - (キ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出
  - (ク) 必要に応じて指定管理対象施設の使用調整会議その他連絡調整会議の開催
  - (ケ) その他指定管理対象施設の管理業務に係る庶務、経理等の事務

### (3) 管理の基準

指定管理者は、次により、指定管理対象施設の管理業務を適切に行うものとする。

#### ア 基本方針

- (7) 指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。
- (イ) 指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としての指定管理対象施設の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な指定管理対象施設の環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、指定管理対象施設の施設等について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、指定管理対象施設の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施しなければならない。

#### イ 基本的事項

- (7) 指定管理対象施設の使用時間及び休場日は、体育施設条例第3条に規定するところによらなければならない。ただし、指定管理者は、経済部文化観光局長の承認を受けて、これらを変更することができる。
- (4) 指定管理者は、体育施設条例に基づき、公平かつ公正に使用許可を行わなければならない。なお、体育施設条例第5条各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を行ってはならない。
- (7) 指定管理者は、体育施設条例第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は利用者に対し、使用許可等を取り消し、指定管理対象施設の施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、指定管理対象施設への入場を拒否し、又は日野川堰からの退場を命ずることができる。
- (5) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し経済部文化観光局長と同様の責務を有するものとし、経済部文化観光局長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

#### ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (7) 指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。
- (4) 指定管理者は、職員の名簿を経済部文化観光局長に提出しなければならない。職員に異動を生じた場合も、同様とする。
- (7) 指定管理者は、職員に対し、管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (5) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を経済部文化観光局長に報告し、その処理方法について経済部文化観光局長と協議しなければならない。
- (4) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (4) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

#### エ その他の事項

- (7) 市は、指定管理対象施設の施設等及び指定管理対象施設に備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を、指定管理者に無償で使用させる。なお、指定管理者は、指定管理対象施設にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、経済部文化観光局長に報告しなければならない。

- (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、手続条例第11条及び手続規則第6条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、経済部文化観光局長に提出しなければならない。
- (エ) 指定管理者は、手続規則第7条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、経済部文化観光局長に提出しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ経済部文化観光局長の承認を受けた一部の業務（清掃、警備等）については、この限りでない。
- (カ) 指定管理者は、指定管理対象施設の施設等のモニタリングに関して、経済部文化観光局長の指示に基づき、確認の作業を行い、及び資料等を作成し、これを経済部文化観光局長に提出しなければならない。

### 3 市が直接行う業務

次に掲げる業務については、市が直接行うものとする。

- (1) 指定管理対象施設の目的外使用の許可その他の教育委員会に専属的に付与された行政処分に関すること。
- (2) 市が主催する事業の企画及び実施に関すること。

### 4 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

### 5 その他の条件

- (1) 指定管理者は、指定管理対象施設の管理業務を開始する日までに、市及び現に当該管理業務を行っている平井工業株式会社から事務引継ぎを受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、指定管理対象施設の管理業務の処理に当たり、指定管理対象施設の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。
- (3) 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、指定管理対象施設の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。
- (4) 市では体育施設の利用予約に際し、指定管理業務の期間中にインターネット予約システムの導入を計画しているため、導入された際には、指定管理者は、インターネット予約システムに必要な体制を整備しなければならない。
- (5) 指定管理者は、本市の「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、印刷、清掃、除草等の作業を、可能な限り、障がい者就労施設等から優先して調達するものとする。